

「J Pドメイン名紛争処理方針のための手続規則」改定の趣旨

目的： 上記規則 2002年2月19日改定時の錯誤による条文の一部欠落を修正する。

措置： 第5条(b)(vii)を、下記改定案下線部のとおり修正する。

現 行	改 定 案
<p>第5条 答弁書 (b) (vii) 次の結語および登録者またはその権限ある代理人の署名 「登録者は、この答弁書に記載されている情報は、登録者が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この答弁が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p>	<p>第5条 答弁書 (b) (vii) 次の結語および登録者またはその権限ある代理人の署名<u>または記名捺印</u> 「登録者は、この答弁書に記載されている情報は、登録者が知りうる限りにおいて、完全かつ正確なものであり、この答弁が嫌がらせなどの不当な目的のためになされているものではないことを保証する。」</p>

以上